

尋常
小學

國民修身篇

五

檢定申請本



K120.1

46

6

井上哲次郎校閱
赤沼金三郎編纂

尋常
小學
國民修身篇

版權所有

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツ
ルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一
ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシ
テ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶

井上哲次郎校閱
赤沼金三郎編纂

國民修身篇

版權所有

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツ
 ルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一
 ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシ
 テ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ
 友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
 ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ
 進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶

翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ
ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱
ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施
シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニ
セシコトヲ庶幾フ

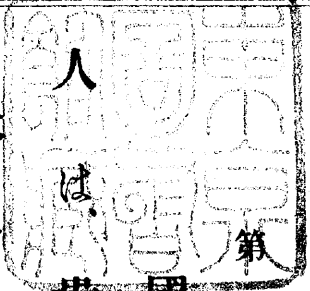
明治二十三年十月三十日

御名 御璽

尋常 國民修身篇卷五

井上哲次郎 校閱

赤沼金三郎 編纂



第一課 國體

人は貴きと賤きとによらず、
本を思ひ、恩に報ゆること
肝要なり。其國に生れ、其

君に養はれながら、其國體
をわきまへざるものは、禽獸
にひとしかるべし。

我國は、神聖の國にして、上古、
天祖、天孫、國を闢き、統を
垂れたまひしよりこのかた、聖子、
神孫、天津日嗣を受けつがせたま
ひ、寶祚の隆なる、天壤ととも

にきはまりなし。

世界に萬國あり、萬國に各
君ありて、其國を治むること
なれども、天地はトまりしより
以來、一姓綿々として、皇統
かはらせたまはず、萬民に照臨
ましますは、萬國の中、たゞ
我國あるのみ。

天祖 天孫 の 明德 は、太陽 に
 ひとしくして、我國 を 肇めて、
 無窮 に 垂れたまひ、臣民 は、
 忠實 勇武 にして、國 を 愛し、
 公 に 殉ひ、以て 此 萬國無比
 の 國體 を なせり。
 我國 の 國體 の、此 の 如く 尊き
 こと と、君臣 力 を あはせて、

その 美 を なし、こと と を
 思へば、子孫 臣民たる もの、いかで
 か、忠愛 の 心 を 起し、この
 國體 を 萬世 に 傳へん こと
 を 勉めざる べき。

第二課

皇恩

我國 の 人民 は、よく 人倫 の

道を知り、衣食に乏しからざる
ことは、皆天祖の恩賜にして、
萬民、永く飢寒の患を免れ、
天下、久しく泰平の澤に
浴すること、は、ひとへに皇恩
なり。

其國に居り、其穀を食ひ、
其政教を奉ずるものは、皆

君の徳をいたゞくことなる
が、我國は、世々の天皇、あつく
仁恵を、しきたまひ、君臣の契
ことにふかきことなれば、
かりそめにも、皇恩をば忘るま
トきことなり。

天皇は、國の元首にましまして、
我國を治めたまひ、又海陸軍

の 大元帥 に ましなして、 軍人
 と 統べたまへり。 されば、 日々、
 大御心 と 勞させたまふ こと
 いかばかり ぞや、 臣民たる もの、
 あに 勉勵して 皇恩 に 報ひ奉ら
 ざる べけん や。

今上 天皇 陛下 は、 明治 十五年、
 軍人 に 勅諭 と 下したまひ、 同

二十三年、 教育 の 勅語 と 下し
 たまへり。 我國 の 臣民 は、
 勅語 と 服膺す べき こと、 もと
 より 言ふ と またず。 又 よく
 勅諭 の 旨 と 遵奉して、 いさゝか
 も たがふまどき こと なり。

第三課

仁徳 天皇 の 御仁徳

仁徳 天皇、御位

に 即せられし

後、一日、高臺に

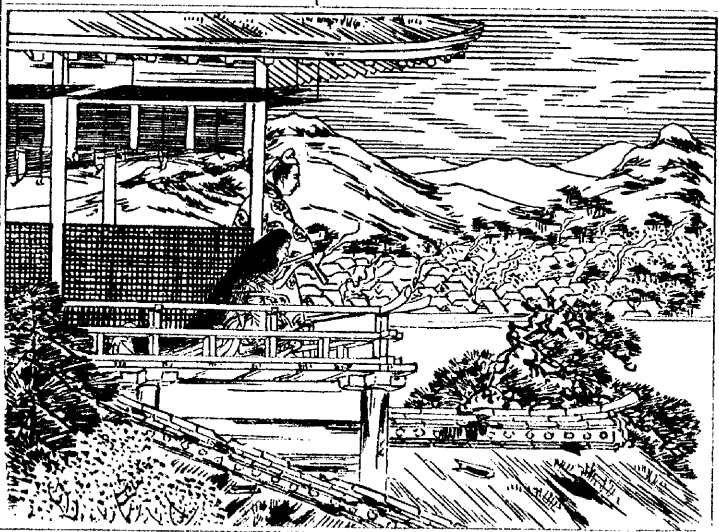
登りて、炊烟の

まれなるを望

みたまひて、民

の貧しきこと

を 知りたまひ、



三年が間の年貢をゆるし

たまへり。

かくて。御殿こほれて、雨もり。

風とほせども、あへて改め造ら

れず、御衣もやぶれざれば、あへて

かへたまはざりき。

三年の後、ふたゝびながめたまへ

ば 家とくに煙こめたるを

御覽トて、喜びたまひて、「朕 富めり。」
 と のたまふを 皇后 きいたまひて、
 「御殿 やぶれ、風雨 を たに さし
 へぬ もの を、いかで か は。」と
 とひたまへば、天皇 のたまふ やう、
 「君 は、民 の 父母 ならば、民
 の 富める は、君 の 富める
 なり。 民 みな、貧しからまし かば、

朕 ひとり、いかで か 富まん や。
 とて、なほ 三年 が 間の 課役
 を のぞかれたまひて、始めて、御殿
 を 造らせたまひし かば、民 よろ
 こびいさみて、子の 如く つとひ
 來り、日ならずして 成りぬ。
 これ より、世 の 中 ゆたか にて、
 雨 風 時 に したがい、煙 乏しき

民のかまどなく、御世を
たもたせたまふこと 八十七年に
及びけり。

世々の天皇の徳を樹て、
恵を施したまふこと、みな
かくありければ、民の君を
思ふこと、赤子の父母を
したふがごとく、よく忠節を

つくし、上下心を一にして、
皇運、いやさかぬにさかぬけり。

第四課

忠節

凡、世界の人民は、誰かは國
に報い、忠を盡すの心
なかるべき、況して我國の
人民は、開闢以來、國恩を

受け、皇恩に浴したること
なれば、この心なきものは、
一人とてもあらざるべし。

君に事ふるには、能く其身を
致すといふことあり、これ
其身を君に獻つて、我がもの
とせざるといふ。されば
我が身は、君へ差上げたる

身なりと心得、其身を
大切になすべし。

君に事ふる要道は、身を
脩め、徳を立つるに始まり、
君の爲めに力を盡し、功
を成すに終る。其身すら
脩むること能はずして、いかで
か其君に忠節を盡すこと

せ 得 べき。

臣たるものは、吾身、吾家
を忘れて、君の爲め、國の爲め
のみを思ひ、君の美事をば
うけ順ひ、君の過をばいさめ
とせめ、危難に臨みては、命
をすて、國家をふせぎまもる
べし、これを忠節といふ

なり。

第五課

和氣 清麻呂の忠節

昔、孝謙天皇の御時に、僧

道鏡といふものあり、重く

用ゐられて、威權極めて強かりけ

れば、ある人道鏡にへつらひて、

宇佐八幡宮の神教をためて、

「道鏡 として 帝位 に つかじめ
ば、天下 泰平 ならん。」と 奏し
けり。

是 に 於て、天皇 親ら 和氣 清麻呂
に 命トて、宇佐 に いたり 神教
と 受けしめられける が、出立 の
とき、道鏡 は、劍 と にぎり、
清麻呂 と にらみて 曰く、「汝

よく 神教 と
うけて、我が
欲する ところ
の 如くならば、
汝 と 太政大臣
と なさん、もし
我が 言 に
違は、重き 刑



に 行はん。』と いひて おどしけり。
 清麻呂 は、天性 正直 にして、忠臣
 なりければ、少し も この 言 に
 怖れず、還りて 神教 を 奏して
 曰く、『我國 は、開闢 以來、君臣 の
 分 定まれり、天津日嗣 は、必ず
 皇胤 を 立つ べし、無道 の
 もの は 早く これ を 除け。』と

ありし 由 を 奏したり。
 道鏡、これ を 聞きて、大 に 怒り、
 清麻呂 の 官 を 解きて、名 を
 穢麻呂 と 改めて、大隅 に 流し、
 途 にて 殺さしめん と はかり
 ける が、雷雨 俄 に 起りて、
 免るゝ こと を 得たり。
 その 後、光仁 天皇、御位 に 即か

せたまふに及びて、道鏡をば
 下野に流し、清麻呂をば召還
 して、本官に復し、進みて從三位
 に至り、後、正一位を贈り
 官幣社に列せられ、その名は、
 永く忠臣の鑑となりけり。

第六課

父母の恩

凡、世間にある人は、貴賤の
 別ちなく、父母より生れざる
 はなし。されば父母は、吾身
 の出来し本なれば、本をば
 忘るまじきことなり。
 幼きときは、父母ともたき
 そたて、辛苦をいとひたまはず、
 少し病あれば、晝夜なでさすりて、

醫 せ もとめ、自身 も かほりたき
ほせ に 思ひたまふ。

其 子、稍 長すれば、學校 に 入れて、
學問 せ させ、智 せ 啓き、身
せ 修めて、よき 人 と なり、
立身 出世して、世間 にも ほめら
れかし と、行末 の 榮 せ こひ
ねがひたまふ。

又、世 に 立ち、友 に 交る せ
見て は、或 は、不慮 の 災 にも
あひ、悪しき 友 にも ひかれん
か と 思ひ、未だ あらぬ 先 の
事 まで も 心配して、子 の ため
に はかりたまふ。子たる もの、
いかで か 此 高恩 せ 忘る
べき。

第七課

慈母の思極りなき話

昔、ある國に一人の母ありけり。一日、幼き子をつれて、遠方にゆきけるが、そのかへりに、山路にかへりしとき、あらしおこり、雪ふりいたして、日もくれなんとするに、雪は、

ますくはけしくなりて、けぶりの如く面をうち、あとさきもみわがぬほそになりければ、あはれむべし、二人は、つひに、雪路にふみまよひけり。

母は、我が子とともに、聲

のかぎりさけびしかども、答ふるものは、山びこよりはか

あらざりき。母は、我が子と
 いたきまゝ、路傍に倒れ、
 ふゝきの中にうづまりぬ。
 かくて、二三日をへて、雪の
 消えぬるのち、旅人、この道と
 通ひしに、母子二人は、たがひ
 にいたきあひて、雪の中に
 凍え死しけるが、母は、衣と

ぬぎて、娘をあたゝめけるにや、
 自身は、はげしき雪の中に、
 素肌にて、あへなき最後と
 とけ居りしとぞ。

第八課

孝養

父母に孝養を盡すに、體と
 養ふと、志と養ふとの別

あり。いかに美味をすべ
めたりとて、父母の心を
やすめざれば、眞の孝養とは
いひがたし。

父母は、常に、其子の病

あらんかとはばかり心配して、

其健康をいのり居ること

なれば、十分に養生して、身體

を傷めねやうに心がくるは、

孝の始なり。

學問を勉め、品行を正しくして、

君に忠を盡し、國に功

を立て、立身出世して、名を世間

に知られ、父母の名までも

顯すは、孝の終なり。

先づ吾身を修めて、父母の心

と安ん、父母に過あるとき
 は、顔色をとやはらげて、いさめと
 とむるは、眞の孝子の心
 なり。

父母をと諫めて、きけんをとそとなひ
 ならば、よき時分をと見はからひて、
 重ねて諫むべし。いさめずして、
 不義に陥りなば、かへりて不孝

なり。

第九課

平重盛の父をと諫めし話
 平重盛は、平清盛の長子なり。
 清盛手荒くして、道に違へる
 こと多かりしが、重盛よく
 諫止めて、不義の行なからしめ
 たり。

時に藤原成親といふ人ありて、黨を結びて、平家を亡さんと謀りしが、謀あらはれてめしとられけり。この事法皇にかゝはりければ、清盛怒なほやまずして、法皇を鳥羽殿に押しこめ奉らんと思ひたり。重盛は、これを聞きて、急に

清盛の許へ
行きて、涙を
流して、諫めけ
るは、「臣
として君を
とがすこと
道にあらず、
況して御身



は、位 人臣 を 極め、餘澤 一族
 に あまねし、我等 の、今日、大將
 に いたる こと は、莫大 なる
 朝恩 なり、この 朝恩 を 忘れて、
 いかで か よかる べき。成親 既
 に 誅せられたれば、君 の ため
 には、忠義 を 盡し、民 の 爲め
 には、仁愛 を 施す べし、若し

必ず 事 を 起したまはし、只今
 重盛 の 首 を めさる べし。と
 衣 の 袖 を しほりつゝ、なくく
 諫め申されけり。
 清盛 は、この 諫め に よりて、終に
 大逆 の 企 を 止め、不忠 の
 臣 と なりて 誅戮せらるゝ こと
 と 免れたり。されば、重盛 の 諫

は、父と大逆の罪より
 救ひ、君と兵馬の難より
 救ひたれば、其身は早く失せ
 けれども、永く忠孝の譽と
 のことけり。

第十課

敬老

人は、禮儀と守り、長者とば

敬ひ尊びて、長幼の序と亂る
 べからず。少しの材能あり
 とて、長者と侮り輕しむるは、
 かへりて其人の無學と
 あらはずものなり。

子弟たるものは、己が父と
 同ト年ごろの長者には、父
 として事へ、兄と同ト年ごろ

のものは、兄として事へ、
道と行くにも後れて行く
べし。

老人とば、他人たりとも、いたはる
べきことなり。然るに、小兒
等、老人と見ては、いやしみわ
らふもの多し、誰も老いぬれば、
皆あさましきかたちになる

ものなれば、我等も後に
は、かくなることとを思ひて、決して
老人と侮るべからず。
祖父 祖母は、親の父母にして、
伯父 伯母は、親の兄弟なれば、
ことにふかく尊敬して、おろそ
かになすべからず。

第十一課

張良の老人を敬せし話
 張良の少かりしとき、ある日、
 橋のほとりに立ちけるが、
 たまく、一老翁來りて、其靴
 を落とし、いと横柄に、それを
 取れといひけり。
 張良は、その無禮を怒りて、
 この翁をうたんとせしが、

その、老人なりしがため、強ひ
 て忍びて、履をとり來れば、翁
 は、禮せも陳べず、足にて
 これをうけり。
 かくて、翁は、そこを立ち去りし
 が、再びかへり來りて、張良に
 「五日後の曉に、こゝに
 來れ。」といひけり。

張良は、その日、そこに行けば、
 翁、先づありて、張良をせめて、
 「老人と約して、後れしは何ぞ、
 さらに、五日を經て、こゝに
 來れ」といふ。

五日の後、張良は、鶏の鳴く
 ころ、そこに行けば、翁先づ
 ありて、せむることほじめの

如し。

二度後れしことなれば、張良は、
 夜半よりおきてそこに行けば、
 しばし經て、翁來り「まさにか
 くぞあるべき」といひて、
 一卷の書を與へて、いづこ
 ともなく立去りけり。

張良は、此書を讀みて、智謀

と たくはへ、その後、漢の高祖
と たすけて、天下の亂と
さため、漢の三傑の一人と
かぞへられけり。

第十二課

同胞の愛

兄弟は、形分れて、兄となり、
弟となる。と雖も、其源と

尋ねれば、同ト父母より生れ、
同ト家にて育てられたるもの
なれば、互に相愛すること
自然の情なり、これと同胞
の愛といふ。
幼き時は、兄弟ともに、父母の
懐にいたかれ、父母引きつれて
あるきたまへば、兄弟は、左右の

手に取りつき、物を食ふにも、
 同ト膳にて食ひ、衣裳を着る
 にも、同ト衣裳を着、學校や
 遊びなどにも、つれ立ちて行く
 こと多く、常に一體の如く
 親しきものなり。

兄弟は、幼き時、かく親しき
 ものなるに、少し長ずれば、

或は、家の世繼を争ひ、或
 は、父母の遺産を争ひて、互
 に、仲を悪くすることあり。
 これ皆、己の私より出づる
 ものなれば、深く戒めて、永く
 相親むべきことなり。

第十三課

兄弟の二王互に位を

譲り給ひし話

昔、履仲 天皇 の 孫 に、億計、弘計
 と いへる 二王 ありけり。二王、
 少かりし 時、故 ありて、難 ぞ
 さけて、播磨 に のがれ、ある 人
 の 家僮 と なりたまひけり。
 一日、播磨 の 國司、其 家 に
 宿りける 時、弘計 王 は、其 兄

に はかりて、歌
 ぞ 作りて、其
 身の、皇孫 なる
 こと ぞ 述べ、
 酒宴 の とき、
 起ちて 舞ひ給ひ
 ければ、國司、大
 に 驚きて、都



に 上り、時 の 天皇 に 此 由
 を 奏しける に、天皇 大 に
 喜びたまひて、直 に 二王 を
 宮中 に 迎入れて、億計 王 を
 皇太子 に 立てたまへり。
 天皇 崩したまふ に 及びて、億計
 王、位 を 弘計 王 に 譲りたま
 ひしかば、王、固く 辭して 受け

給はず、數年 の 間、位 に 即
 かざりしが、億計 王、更に「我
 の、今日 ある は、皆 弟 の 功
 なれば、功 ある もの 宜しく
 帝位 に 即き給ふ べし。」と 誠意
 を 以て 譲り給ひしかば、弘計 王、
 やむ こと を 得ずして、遂 に
 帝位 に 即き給ひけり。

世の、財産を争ひて、兄弟相和せざるものは、二王の、帝位を譲り給ひしにくらべて、豈に心に愧ぢざらんや。

第十四課

朋友の道

朋友の道は、心を盡して相交り、互に文武を勵み、善

を責め、仁を輔くるにあり。學を修め、業を習ふにも、世に處し、事を行ふにも、良友の助によらざるはなし、されば西諺に、「朋友は、第二の我」といへり。一たび其人の善を知りて、交を結びなば、深く相信トて、

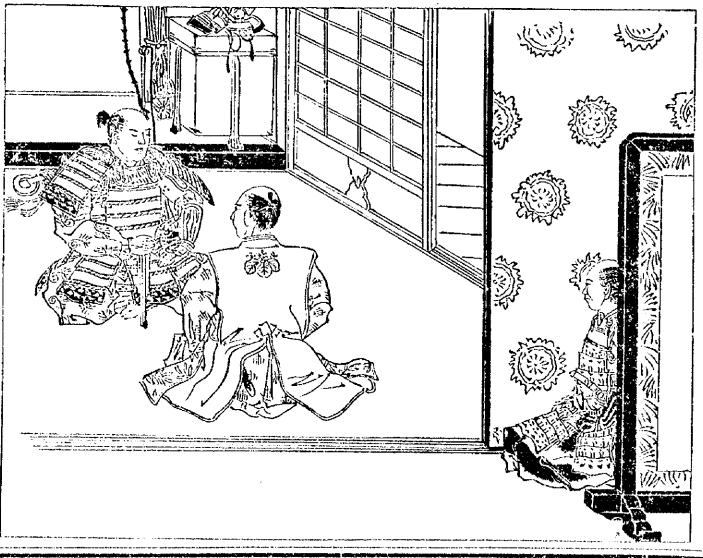
何事も疑ふことなく、艱難
 に遭ふときは、力を惜まず
 互に相扶くべし、これぞ眞
 の朋友といふなり。

第十五課

羽柴 秀吉 の 朋友 ぞ
 信ぜし 話

昔、織田 信長 の 臣 に 荒木

村重 といふ
 もの ありける
 が、信長、讒言
 ぞ 信じて、村重
 ぞ 殺さんと
 せしかば、村重、
 怖れて 叛きたり。
 信長 の 臣、羽柴



秀吉、もとより村重と親しかりしかば、單身、村重の寵れる城に至りて、百方これと諫めたれども、村重、終に聴かざりき。

この時、村重の臣、秀吉を殺して、信長の助と絶たんことと村重に勧めたりしに、

村重 聴かずして曰く、「秀吉は、余と親しき間柄なる故に、來諫めたるに、これと殺さんことは、誠に禽獸に劣れる振舞ならずや。」といひて、丁寧にあしらひて、秀吉の歸るとき、玄關まで送りしとぞ。朋友の交は、此二人の如く、

互に 相信用てこそ、始めて
眞の 朋友といふべけれ。

第十六課

愛國

生徒の、其學校を愛するが
如く、國民の、其國を愛
せざるものなし。これ人の
自然の情にして、いづれの

國民も、この心なきものは
あらト。

この心強き國民は、其國
榮ひ、この心弱き國民は、其
國衰ふること、學校の生徒、
學校を愛すれば、其學校盛大
になり、しからざれば、其學校
衰ふるに異なることなし。

學校と愛するものは、學校の爲めに、はたらきて、苦勞を厭はず、學校を護り、學校の譽を擧ぐると同く、國を愛するものは、國の爲めに力と盡して、國を護り、國の譽を擧げんことを勉むるものなり。

我が國は、世界にならびなき國體をなし、萬國に類なき歴史を有することなれば、我が國の人民の、國を愛すること、亦世界萬國にたぐひなし。

第十七課

我が祖先の愛國心

後宇多 天皇 の 御世、支那 北方
 の 蒙古、強大 と なり、宋 を
 亡ぼして、國 を 元 と 號し、
 我が 國 をも 併せん と はかり、
 使 を 送りて 和親 を 求め、
 我が 國 の 様子 を 窺ひけり。
 この 時、北條 時宗、鎌倉 の 執權
 たりしが、其 書辭 の 無禮 を

怒り、使 を しりぞけて、書 を
 受けず、遂 には 其 使 をも
 斬りて、我が 決心 を 示しけり。
 弘安 四年 に 至りて、元 の 兵
 十萬餘人、大船 に 乗りて、我が 國
 に 攻來りしかば、海面 は、船 と
 旗 と に 掩はれたり。
 時宗、將士 を 鎮西 に 遣して

拒戦はしめ、龜山
 上皇は、伊勢太
 廟に、身と
 以て國難に
 代らんことと
 祈りたまへり。
 一日、賊退きて、
 鷹島と保ちし



に、この夜、大風吹起りて、賊艦
 と覆し、我が兵、これに乗とて
 襲撃せしかば、賊兵、皆溺死して、
 十萬人の賊兵中、生きて還りし
 もの、僅に三名のみなりき。
 これより、我が國威、四方に
 かゝやきて、再び我が國に
 手向ひするものあらざりけり。

これ皆、我が祖先の愛國心
強かりし餘慶にあらざるは
なし。後世子孫たるもの、いかで
か、この心と繼ぎて、我が國
の富強と圖らざるべき。

第十八課

我が天皇

我が天皇の治めしる、

我が日の本は、萬世も、
八百萬世も、動かねど
神の御世より、神ながら、
治めたまへば、こととは、
動かぬ御世とかはらぬぞ。
四方に輝くみひかりは、
月日の如く照すなり、
かゝるめでたき我が國ぞ、

やよ 國民よ、朝夕に、
 きみが 恵に 報はんと、
 心を あはせ ひたぶるに、
 盡せ よや 人、力をも、
 あはせてつくせ、人々よ。

尋常 國民修身篇卷五終

明治廿六年三月二十日印刷
 明治廿六年三月廿三日出版



著者 赤沼金三郎
東京市本郷區元町二丁目五十番地寄留
 發行者 井上蘇吉
東京市神田區錦町三丁目一丁目
 同 梅原龜七
大坂市東區備後町四丁目十一番地
 同 井上弘太郎
東京市下谷區二長町三十二番地
 同 酒井清藏
東京市神田區表神保町五番地
 印刷者 熊田宣遜
東京市神田區錦町三丁目廿五番地
 印刷所 熊田活版所
東京市神田區錦町三丁目廿五番地

